

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画は、本市の「第4次宇都宮市総合計画改定基本計画」の部門別計画として、各施策の方向を示すものです。

ひとり親家庭等自立促進計画に定める施策の推進にあたっては、ひとり親家庭等、地域、行政がこの計画の基本理念を十分認識し、それぞれの役割を果たしながら、連携・協力し、子どもの視点にたった児童の健全な育成に努めることが必要です。

(1) ひとり親家庭等の役割

ひとり親家庭等になったことにより、子育てと生計をひとりで担うことにより、厳しい状況にあることから、支援制度も活用しながら、自らの力で自立することが求められます。

そのため、社会生活においては、就業により経済的基盤をつくり、地域の社会活動への参加や同じ悩みをもつ仲間との交流により、相談し、助け合いができる人と人との関係をつくる必要があります。

また、家庭生活においては、良好な親子関係をつくり、子どもの健やかな成長がなされるように生活の安定を図ることが必要です。

(2) 地域の役割

地域においては、交流の場への参加を呼びかけ、ひとり親家庭等が地域で孤立しないためにも、地域全体で支え合う体制を整備していくことが重要です。

そのため、ひとり親家庭等に対して地域に密着した子育て、生活支援の推進や住居の確保への配慮などが必要となります。

地域社会の一員として、事業主は、ひとり親家庭等に対しては、ひとりで子育てと就業を担い家計を支えていかなければならない状況を考慮し、身近な地域で安心して仕事ができ、生活することができるよう、事業主は

雇用を支援する制度を活用して積極的な雇用や、子どもの病気、学校行事等で仕事を休まざるを得ない場合の配慮など、子育てと就業の両立を図る職場環境づくりが求められます。

このように、行政、ひとり親家庭等、地域がそれぞれの役割をお互いに十分に理解し、協働して計画に定める施策を着実に推進するため、市は、ひとり親家庭等が早期に自立した生活ができるように、子育て生活、就業、経済的支援など総合的な自立支援を推進し、福祉、雇用支援部門など関係機関どうしの連携・協力体制を整備し、効果的に施策を展開してまいります。

2 計画の周知と啓発

市は、ひとり親家庭等はもちろんのこと、市民全体がこの計画の趣旨を理解し、それぞれの役割を果たせるよう、広報紙やホームページへの掲載など、多くの機会を捉えて、計画の効果的な周知と意識の啓発に努めます。

3 計画の評価

計画の目標達成度や施策の進捗状況等について、市議会議員、社会福祉事業従事者及び学識経験者で構成されている宇都宮市社会福祉審議会において、毎年、報告を行い、審議会の意見を受け、市として必要な対策を講じるとともに、計画の実施状況について公表し、市民に周知を図ります。

4 計画の見直し

平成22年度までに本計画に係る見直しを行い、その後、平成23年度から平成27年度までの計画を策定するものとします。

なお、宇都宮市次世代育成支援行動計画の目標数値を使用したものは、平成21年度の改定に合わせて内容の整合性を図るものとします。